

# 学校いじめ防止基本方針

山口県立小野田高等学校（定時制課程）

平成30年3月改訂

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、絶対に許されない行為である。

本校においては、これまでもいじめの防止・根絶に向けた対策として、組織体制や教育相談体制の構築をはじめ、生徒が主体となる授業づくり、学校行事・部活動を重視した人間関係づくり等の未然防止の取組、個人面談や定期的な生活アンケート、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢での早期対応の取組を進めてきた。

現在、いじめによる重大問題は起きてはいないが、過去には、人間関係からくるトラブルが発生するなどの課題も見られた時期もあり、今後、このようなことが再発することを未然に防止する姿勢や努力を怠らないことが大切である。

こうしたことから、「いじめはどの生徒にも、いつでも起こりうる」という認識の下、「未然防止」「早期発見」「早期対応」の取組の視点に「重大事態への対応」を加え、取組の更なる充実を図るとともに、全教職員が一体となった組織的対応、地域との協働や外部専門家や関係機関との連携を一層強化することにより、本校におけるいじめ防止等の対策が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「山口県いじめ防止基本方針」を参酌して「山口県立小野田高等学校いじめ防止基本方針」を定める。

## I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめとは

#### いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、特定の教職員のみによることなく、『いじめ対応委員会』が中心となり、表面的・形式的にならないよう、いじめられた生徒の立場に立って行う。

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かの判断をする。

「いじり」と言われる行為について、いじめとの境界は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。そのため、「いじり」の背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇ 仲間はずれ、無視をされる、冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 悪口や陰口をしつこく言われる・からかわれる・冷やかされる・からまれる・言葉で脅される  
いやな用事や仕事を無理やり言いつけられる
- ◇ 人に笑われるようなことや、誰か（教員など）に叱られるようなことをやらされる
- ◇ 理由もなく叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ お金や物を盗られる
- ◇ 自分の持ち物を、隠されたり、汚されたり（含、落書）、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 金や物を貸したが返してくれない、又は、無断で使用される
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や意味のないメールを送りつけられるなど、嫌なことをされる

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、いじめた生徒への教育的な配慮やいじめられた生徒の意向への配慮の上、早期に警察に相談・通報し、連携した対応を取る。

## 2 いじめの防止等に係る基本的考え方

### (1) いじめの防止

児童等は、いじめを行ってはならない。(法第4条)

いじめを根絶するためには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との認識のもと、未然防止の観点から、すべての生徒を対象とした人権教育や道徳教育、情報モラル教育等、健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進し、家庭や地域、関係機関等との連携・協働のもと、豊かな人間性、確かな学力等の生きる力を育む教育活動を行うことが肝要である。

### (2) いじめの早期発見・早期対応

生徒に関わるすべての教職員が日々の観察を通じて、生徒の些細な変容について状況等を共有し、「背景にいじめがあるのではないか」との危機意識をもち、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、可能な限り早期のいじめの認知に努める。また、いじめは構造的に見えにくい一面があることから、定期的な「いじめアンケート」の実施により、早期発見に努める。

いじめの発見・通報を受けた場合には、担任や教科担当、部活動顧問等、担当教職員が一人で事案を抱え込むことなく、学校として情報の共有を基に、関係者による「ケース委員会」をもち、早期解決に向けた対応策を協議する。

対応の段階で、学校全体で対応すべきいじめと判断した場合は、「いじめ対応委員会」を設置し、迅速かつ適切、丁寧な指導・支援を行い、生徒にとって、一刻も早く安心・安全な学校生活となるよう、全校体制でいじめの解決に向けて取り組み、いじめが確実に解決されるまで、組織的に粘り強い対応を行い、また、解決後もきめ細かく見守りを行う。

### (3) 家庭や地域との連携

生徒を見守り、健やかな成長を促すとともに、より多くの大人が子どもとしっかりと関わり、悩みや相談を受け止めるなどの体制を構築するため、いじめ防止基本方針の学校ホームページへの掲載、家庭への相談窓口等の周知、PTAや学校評議員等と積極的に協働を図る。

### (4) 関係機関等との連携

いじめの問題の対応においては、関係の生徒・保護者間での解決を図るだけでなく、事案によっては、警察、児童相談所、地方法務局、県教委等関係機関と速やかに適切な連携を図る。

### (5) インターネット上のいじめ

- 一度ネット上に拡散したいじめに係る画像等の情報を消去することは極めて困難であり、いじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があること、またインターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ること等を理解させるなど、情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。

### (6) 指導上の配慮が必要な児童生徒

- 発達障害を含む、障害のある生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、外国人の保護者をもつなどの外国に関係する生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、いじめが行われないよう、教職員、生徒、保護者等の外国人生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

- ・ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- ・ 東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒（以下「被災生徒」という。）については、被災生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

#### (7) 学校評価（参考資料○学校評価についてから追加）

- ・ 学校いじめ防止基本方針のいじめ防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりの取組、早期発見・早期対応のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価項目に位置づけ、目標の達成状況を評価する。評価結果を踏まえ、いじめ防止等のための取組の改善を図る。

### 3 いじめの解消とは

- ・ いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

#### ① いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

#### ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点（3か月を目安）において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## II いじめの防止等のための対策に関する事項

### 1 いじめの防止等のために実施する事項

#### (1) いじめの防止等のための組織

本校におけるいじめ防止等の対策については、「生徒指導部」及び「教育相談部」が中核となり、計画的・組織的に行うための「基本方針作成」や「防止計画・対応計画の策定」を行い、全教職員に周知するとともに、未然予防の徹底を図る。いじめと思われる事案が生じた場合は、「ケース委員会」や「いじめ対応委員会」をその都度設置し、実働的な組織として活用する。

また、「いじめ対策委員会」を設置し、年3回の協議を行い、いじめ対策の取組への評価・検証等を行い、恒常的に改善を図る。

- 『ケース委員会』：いじめと思われる事案が発覚した際の初動対応および通常事案の対応を行う組織

#### ・ 構成員

教頭、生徒指導部長、当該学年主任及び関係教諭（担任、部活動顧問等）、教育相談室長

※ 必要に応じ、生徒指導部員、スクールカウンセラー、養護教諭の招集

#### ・ 役割

- ◇いじめと思われる事案の状況把握（被害生徒や加害生徒、周囲の生徒からの聞き取り等）
- ◇状況把握や本人・保護者の意向を踏まえ、生徒同士で解決できそうな「通常事案」か、学校全体で取り組むべき「重大事案」かの判断を行う。
- ◇「通常事案」と判断した場合は、ケース委員会により、早期解決に向けた対応を継続していく。「重大事案」と判断した場合は、校長を長とした「いじめ対応委員会」を改めて設置する。

- 『いじめ対応委員会』：重大事案と判断した場合、学校全体で対応するための行動計画を立てる組織
  - ・ 構成員
    - 校長、教頭、生徒指導部長、当該学年主任及び関係教諭（担任、部活動顧問等）、教育相談室長
    - ※ 必要に応じ、生徒指導部員、スクールカウンセラー、養護教諭の招集
  - ・ 役割
    - ◇ 事実関係の全体把握と実態解明
    - ◇ 解決や収束に向けた対応手順の策定と対応実施（含、教職員や関係機関等との連携・協働）
    - ◇ 被害生徒・保護者への対応と支援、加害生徒・保護者への指導と支援
  
- 『生徒指導部会』：基本方針作成、防止計画の策定、事案発生時に緊急会議等を行う組織。
  - ・ 構成員
    - 教頭、生徒指導部長、生徒指導担当教員、学年主任、当該学級担任
    - ※ 必要に応じ、教育相談室長、養護教諭、当該関係教諭（部活動顧問等）を加える。
  - ・ 役割
    - ◇ 「基本方針」の作成と防止計画の策定
    - ◇ いじめ実態調査の実施と結果の分析・対策の検討
    - ◇ いじめにおいて、生徒指導上に係る行為や問題があった場合の緊急会議や職員会議の開催
    - ◇ 関係生徒への生徒指導
  
- 『いじめ対策委員会』：年間3回の委員による協議を行う組織（取組の評価、改善案提示 等）。
  - ・ 構成員
    - 校長、教頭、保護者代表、学校評議員、スクールカウンセラー、生徒指導部長、教育相談部長
    - ※ 必要に応じ、学年主任、養護教諭、外部専門家等を入れる。
  - ・ 役割
    - ◇ 学校基本方針に基づく取組や年間計画の検証・評価・改善案の提示

## (2) 人権が尊重された学校づくり

いじめは、著しく人権を侵害する行為につながるおそれがあり、未然防止に努めることが大切である。互いの人格を尊重した態度や言動ができるよう、組織的・計画的に人権教育に取り組む。

## (3) 豊かな心を育む教育の推進

- ・ 生徒一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間性を育むため、教育活動全体を通して、道徳教育を充実させる。
- ・ いじめの未然防止に向け、生徒の規範意識を醸成するため、「きまり」「節度」「礼儀」を重視した取組を具体的に挙げる。
- ・ 社会貢献の在り方、自他の権利の尊重、人としての暮らし方やふるまい方等を学ぶため、地域清掃活動等のボランティア活動を充実する。

## 2 いじめの防止等のために実施する具体的な取組

本校におけるいじめ防止等の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、別に示す「年間計画」により、「未然防止」「早期発見」「早期対応」に向けた実効的な対策を行う。

### 未然防止（いじめの予防）

#### (1) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

- ・ 教職員の資質能力の向上に向け、スクールカウンセラー等と連携しながら、教育相談等のいじめ防止等に向けた校内教職員研修の機会をもつ。
- ・ すべての生徒の能力を最大限に発揮できるよう、開発的な援助を行う教育相談体制の充実に一層努め、生徒理解に努める。

- ・ 中高の切れ目のない支援体制を構築するため、中高連携を促進し、学校相互間の情報共有に努めると共に、一貫したいじめ防止等の対策に取り組む。
- ・ 入学時や新学年時に人間関係の構築が困難な状況に陥る生徒もいることから、1・2年次の早い段階で学校行事を通じた交流や教育相談支援体制の強化に努める。

## (2) 教育活動全体を通じた取組

- ・ 生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例の提供や児童生徒の主体的な活動を推進する。
- ・ 自ら考え、判断し、表現する学習活動を通して学び合い、学習内容を深めていくことができる、授業づくりに努める。
- ・ すべての教育活動を通じて道徳教育を行い、生徒の社会性や規範意識等の豊かな心を育み、一人ひとりの健全な成長が促されるよう、取組を進める。
- ・ 生徒が、他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜びやそれによる自己有用感を感じることができるよう、ホームルーム活動をはじめ、学校行事、生徒会活動等において、内容・方法等を工夫改善する。また、いじめの防止・解決に向けた生徒の主体的な取組を支援する。
- ・ 学校行事やボランティア活動を活用した体験活動等に重点的に取り組み、思いやりの心や社会性を育む。
- ・ 部活動においては、顧問教員等の指導の下、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じて、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、課題を解決するなどの自己指導能力の育成を図る。

## (3) 家庭・地域との連携

- ・ いじめを解決していくためには、保護者との緊密な連携が必要であるため、日頃から信頼関係づくりに努める。
- ・ PTA、学校評議員、青少年健全育成協議会等の関係団体や警察等の関係機関と協議する機会を持つことで、いじめの問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組む。
- ・ 生徒の校外生活について、日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークの充実・強化に努める。

## **早期発見** (把握しにくいいじめの発見)

### (1) 校内指導体制の確立

- ・ 「背景にいじめがあるのではないか」という意識を常にもちながら、保護者と緊密に連携し、いじめ実態調査、生徒面談週間、保護者面談等の実施、定例職員会議における情報交換など、担任・副担任を中心に全教職員できめ細かく生徒を見守る体制をつくる。
- ・ 開かれた保健室・相談しやすい教育相談室づくりの取組など、様々な手段で生徒の不安や悩みをしっかりと受け止める。

### (2) 家庭・地域との連携

- ・ 学校に寄せられる保護者や地域からの意見を課題把握に生かし、共に考え、生徒のためにいじめを解決していく姿勢を明確に示す。
- ・ 保護者会において「いじめアンケート」を実施し、把握しにくいいじめの発見に努める。

### (3) いじめレベルの分類 (参考資料1 ページ 〇いじめの早期発見より)

- ・ いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の3つのレベルに分類する。

#### 【レベル1】 日常的衝突としてのいじめ

社会性を身に付ける途上にある生徒が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

#### 【レベル2】 教育課題としてのいじめ

生徒間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった(ある)もの。

### 【レベル3】重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又はいじめに起因して児童生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」にいたる可能性のあるもの。

#### 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）

##### (1) 早期対応のための本校の体制

- いじめを認知した場合は、担当教職員が抱え込むことなく、速やかに情報の共有と事実関係（時・場所・人・態様等）の調査を行い、客観的な事実を基に、保護者と緊密に連携し、全校体制で解決に向けて取り組む（別紙フロー図参照）。

##### (2) いじめへの対応

- いじめられている生徒を守り抜くとともに、いじめている生徒に対しては、懲戒も含め毅然とした姿勢で対応する。
- 学校内にいじめは許されないという雰囲気づくりに努めるとともに、周りではやしたてる生徒や、見て見ぬふりをする生徒に対してもいじめを制止するか、あるいは教職員に相談するよう指導する。
- いじめられている生徒の心のケア、いじめている生徒の内省を促す支援等、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、外部専門機関との連携を図る。
- インターネットや携帯電話を通じて行われるいじめに対しては、いじめを受けた生徒からの申し出を精査する過程で、書き込み等を印刷又は写真撮影しておくなど、記録を取る。
- いじめられている生徒の保護者との面談の時間を速やかに設定し、教職員が保護者と一緒に考え、生徒のためにいじめを解決していく。
- いじめている生徒の保護者へは、「いじめは人間として、絶対に許されない」との認識の下、いじめの解消に向け取り組むことを伝えるとともに、生徒のよりよい成長のために協力を依頼する。
- 好意からおこなった行為が意図せず相手を傷つけた場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合など、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応をする。

ただし、これらの場合であっても、法が定めるいじめに該当するため、学校いじめ対策委員会への情報共有は行う。

- 教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒から相談を受けた場合、抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せず、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかにケース委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげる必要がある。

特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、ケース委員会に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法第23条の「通報その他の適切な措置を取るものとする」という規定に違反する。

##### (3) 地域・関係機関との連携

- 日頃から開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域の積極的な協力を得る。
- 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、「やまぐち児童生徒サポートライン」（平成16年4月施行）による「学校から警察への連絡に関するガイドライン」（平成22年11月策定）に基づき、教育的配慮を行いながら、警察と連携した対応を図る。

### 3 重大事態への対応

#### 重大事態とは

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童生徒が自殺を企図した場合等）
  - いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合は学校又は県教委の判断で重大事態と認識する。）（法第28条）
- ※ 児童生徒やその保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、学校は重大事態が発生したものとして真摯に対応する。

いじめの根絶に向けた未然防止の取組が重要であるが、暴力行為や不登校がいじめによる重大事態に当たるか否かを、いじめ対応委員会において判断するとともに、速やかに県教委に報告し、指導助言を得ながら、前掲「早期対応」と同様、いじめられている生徒の心身の安全の確保を最優先に、いじめの解決に向けた取組を行う。また、外部専門家等とも連携しながら、いじめ対応委員会を母体に調査委員会を設置し、迅速・的確かつ組織的に対応する。なお、県教委が設置する専門家等の第三者からなる「いじめ問題調査委員会」による調査を行う場合もある。

生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

いじめの重大事態については、県の方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月文部科学省初等中等教育局）」に基づき適切に対応する。

### Ⅲ 家庭・地域・関係機関との連携

いじめの問題の解決に向けては、家庭・地域との緊密な連携・協働が重要であり、学校を家庭・地域に開かれたものにしていくため、PTA、青少年健全育成協議会等の地域の関係団体にも協力を依頼し、学校基本方針の共通理解を図りながら、地域ぐるみで情報交換の促進、連携の強化等に努める。

また、生徒・保護者の不安や悩み等を受け止めるとともに、地域とも協働を図るため、本校の相談窓口や関係機関等の相談窓口の周知を図り、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的な相談にも対応できる体制を整備する。

#### (1) 本校の相談窓口

山口県立小野田高等学校 定時制 【教頭】 0836-83-2609

#### (2) 関係機関等の相談窓口

- こどもの人権110番（山口地方法務局） 0120-007-110
- いじめ110番（やまぐち総合教育支援センター） 083-987-1202
- ヤングテレホン・やまぐち（山口県警本部） 0120-49-5150
- ふれあい総合テレホン（やまぐち総合教育支援センター） 083-987-1240
- ふれあいメール（やまぐち総合教育支援センター） [soudan@center.ysn21.jp](mailto:soudan@center.ysn21.jp)



平成30年度山口県立小野田学校（定時制）いじめの防止等に向けた年間計画

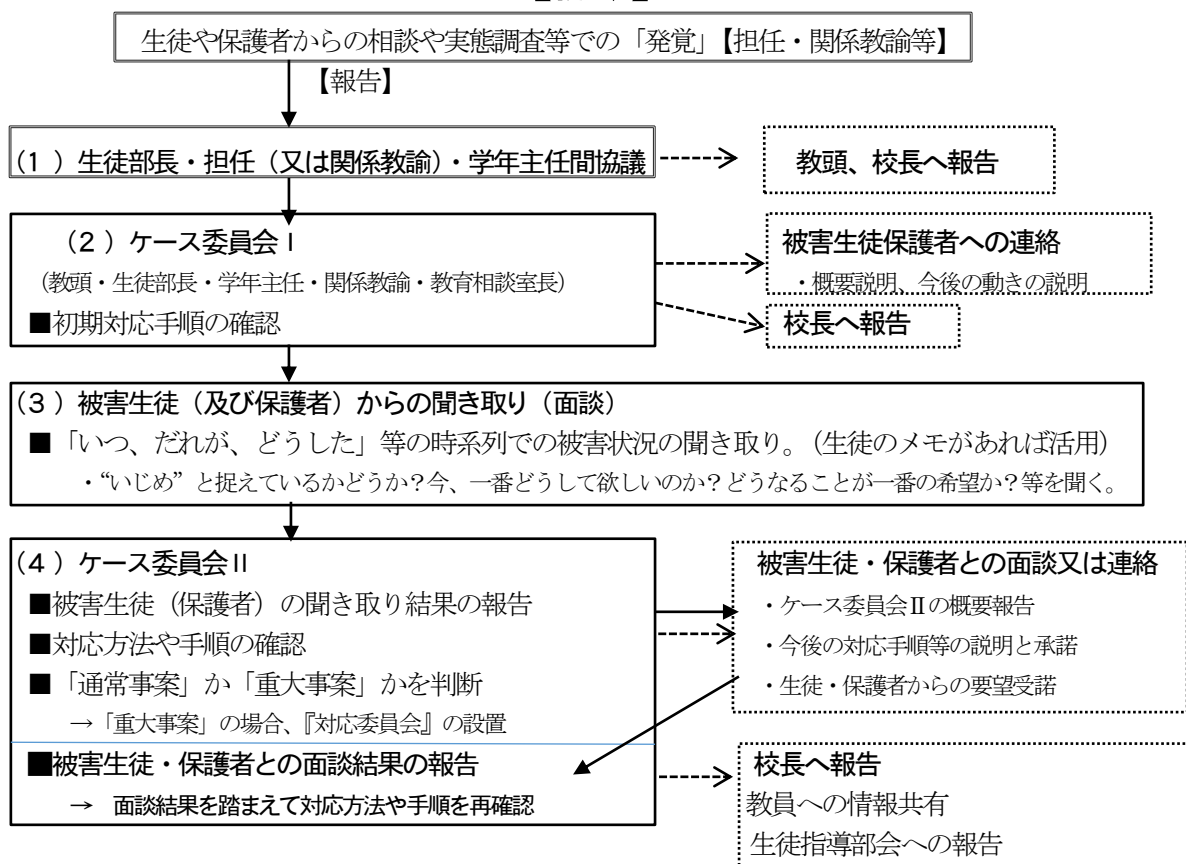
月	いじめ対策	学校行事・LHR・総合学習等	保護者との連携	外部との連携
4	全教職員共通理解 (年度方針・年間計画作成) 職員会議での情報共有	入学式等ではじめ対応周知 オリエンテーション（1学年） 始業式（2・3・4学年） 個人面談①（全学年）	入学式ではじめ対応周知 HP更新 いじめ防止基本方針周知 (HPによる) 学校だより①	担当者確認 (警察等関係機関)
5	職員会議での情報共有 Fit	新入生歓迎行事（全学年） 清掃活動（全学年） 生徒総会（全学年） 進路適正検査（1学年） 人権教育①（全学年）	学校だより②	学校評議員会 県生徒指導研修会 厚狭地区生徒指導連絡協議会①
6	職員会議での情報共有 いじめ対策委員会①	文化祭（全学年） キャリア教育（全学年）	文化祭 学校だより③ いじめ対策委員会①	小野田地区中高連絡協議会① 宇部地区中高連絡協議会① 定時制教育振興会
7	いじめアンケート① 職員会議での情報共有	情報モラル教室（全学年） 救命講習（全学年） 生徒会企画行事①（全学年）	保護者会（全学年） いじめアンケート① 学校だより④	県教育相談連絡協議会
8	校内研修（アサーション） 人権研修会	職場訪問（就労生徒対象）		
9	職員会議での情報共有	個人面談②（全学年） 進路講演会（全学年） 清掃活動（全学年）	学校だより⑤	
10	いじめ防止・根絶に向けた 取組状況の点検 職員会議での情報共有 Fit	交通安全教室（全学年）	学校だより⑥	交通安全教室（警察） 小野田地区中高連絡協議会② 宇部地区中高連絡協議会②
11	職員会議での情報共有	薬物乱用防止教室（全学年） 天体観測（全学年） 公開授業	学校だより⑦	薬物乱用防止教室（警察） 厚狭地区生徒指導連絡協議会②
12	いじめアンケート② いじめ対策委員会② 職員会議での情報共有	授業公開週間（全学年） 人権教育②（全学年） 保健教育（全学年） 生徒会企画行事②（全学年）	保護者アンケート② 学校だより⑧ いじめ対策委員会②	
1	職員会議での情報共有	カルタ大会（全学年） 個人面談③（全学年）	学校だより⑨	
2	いじめ対策委員会③ 生徒指導部会による会議 (方針の見直し) 職員会議での情報共有 Fit	送別会（全学年）	学校評価アンケート 学校だより⑩ いじめ対策委員会③	学校評議員会 厚狭地区生徒指導連絡協議会③ 小野田地区中高連絡協議会③ 宇部地区中高連絡協議会③
3	職員会議での情報共有 いじめアンケート③		学校だより⑪	

## いじめ課題解決の観点

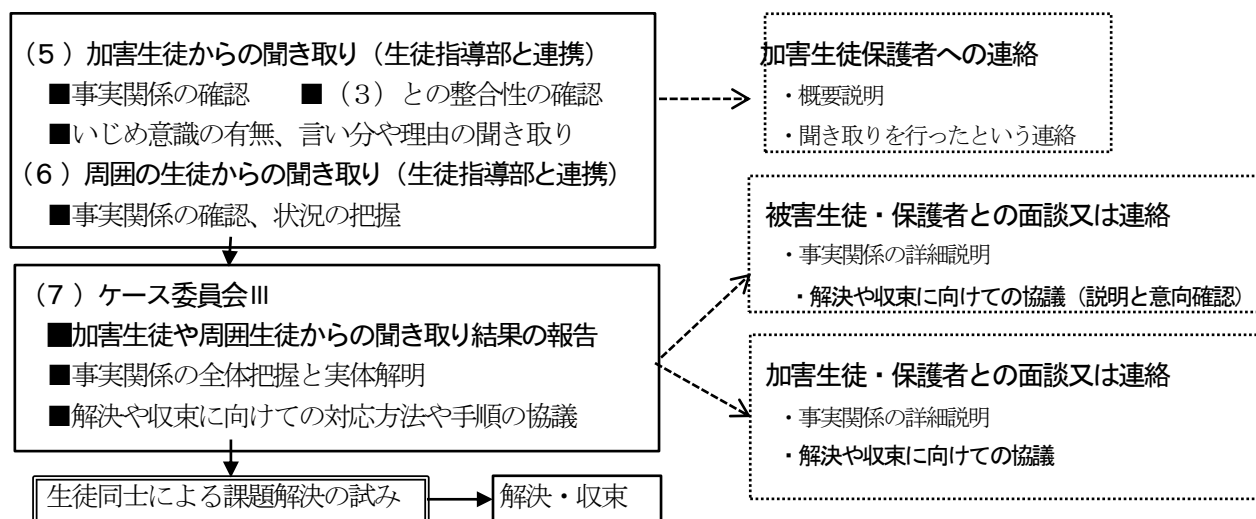
- (1) 「未然防止に向けた取組」を、年間をとおしておこなう。
- (2) 「早期発見」を心がけ、初期段階での対応による解決を図る。
- (3) 問題解決については、小事と思われるものでも「ケース委員会」をこまめに開き、必ず対応する。
- (4) できるだけ、「生徒同士の自浄能力」による解決や収束をめざす。

### 「いじめ対応」の手順（フロー図）

#### 【初動】



#### 【対応①通常事案】



## 【対応②重大事案】

いじめ対応委員会の設置 (◎校長・教頭・生徒部長・学年主任・関係教諭・教育相談室長)

